

## 令和7年4月1日以降の建設発生土受入契約について（お知らせ）

ご契約者又は、ご契約予定の請負業者様

日頃より、阪南2区（ちきりアイランド）のまちづくりにご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

阪南2区への建設発生土搬入に際し締結する建設発生土受入契約書について、令和7年4月1日以降、別紙のとおり表紙左上に令和6年11月改正と記載されているもののみとさせていただきます。なお、以前の契約書や申込書、手引き等はお手数ではございますが、まとめて処分して頂きますようお願い致します。

また、搬入要領については令和7年4月1日に改正されますので4月1日以降の契約手続きには改正後の要領をホームページ等でご確認ください。

適正かつ円滑な契約手続きの為、ご理解の程宜しくお願い致します。また、このお知らせについて協力会社様へお伝え頂けますよう、ご協力お願い致します。

令和7年4月1日より

- 新規契約申込に使用できる契約書  
表紙左上に 令和6年11月改正 と記載のもの

上記以前の契約書での契約書では受付できません。

（公財）大阪府都市整備推進センター  
阪南事業所